

# 琉球大学学術リポジトリ

## 要請. 決議（早期復帰）（Ⅱ）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): 沖縄施政権早期復帰を求める決議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43336">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43336</a>

(4) 決議書目 (昭三十八九十八、四〇五、七)

追加分

追加分 (リストに記載なきもの)

岡山県和気郡日生町	28. 9. 18	
岡山県都窪郡福田村	40. 2. 11	
岡山県都窪郡早島町	40. 2. 12	
岡山県児島郡灘崎町	"	
岡山県英田郡美作町	40. 2. 14	
岡山県真庭郡新庄村	40. 2. 18	
矢掛町	"	
岡山県赤磐郡瀬戸町	40. 2. 20	
岡山県都窪郡山手村	40. 2. 20	
岡山県真庭郡落合町	40. 2. 23	
久米南町	40. 2. 24	
高松町	40. 4. 3	
岡山県都窪郡妹尾町	40. 2. 26	
" " 吉備町	"	
御津郡一宮町	"	
岡山県苫田郡上斎村	40. 2. 20	
岡山県児島郡興除村	40. 2. 21	
佐伯町	40. 5. 7	
岡山県都窪郡茶屋町	"	
沖縄県祖國復帰協議会	42. 9. 7	

沖縄における施政権の返還に関する要望決議

発議者

- 日生町議会議員 松下正春
- 日生町議会議員 中崎正夫
- 日生町議会議員 橋本兼太郎



岡山県和気郡日生町役場

沖縄における施政権の返還に関する要望決議

戦後十八年沖縄住民は、今尚、祖国日本から切り離されアメリカの管理におかれていることは誠に遺憾である。沖縄の施政返還は、沖縄の同胞はもとより全国民あけての宿望であるにもかかわらず今尚、その実現をみていない。

日生町議会は、沖縄住民の日本復帰に関する強い願望にこたえ、この際政府が沖縄における施政権の返還について最善の努力を払われるよう、日生町民の総意を代表して強く要望する。

右決議する。

昭和三十八年九月十八日

日生町議会

沖繩の祖国復帰早期実現に関する要望書

日本の不可分の領土である沖繩は戦後二十年を経た今日いまだ米国の統治下であり、沖繩九十万人の住民は勿論日本国民も本土への復帰の熱望に燃えております。

このことについて、政府は沖繩住民の悲願と日本国民の要求を考慮し、日米両国の理解と信頼に基づいて沖繩の祖国復帰早期実現のため善処されることを、ここに要望申し上げる次第であります。

昭和四十年三月十二日

岡山県都窪郡早島町議会

総理大臣  
外務大臣

殿

発議才一号

昭和四拾年参月拾貳日決

沖繩の祖国復帰早期実現に関する要望決議  
右に關し別紙のとおり要望決議するものとする。  
昭和四十年三月十二日提出

提出者 早島町議會議員

○ 渡 山 坪 楠 渡 中 妹 安 佐 ○  
 ○ 田 刃 崎 井 原 田 尾 藤 井 ○  
 虎 政 信 弘 一 親 悦  
 吉 龍 虎 一 悟 信 太 男 祝 郎 登

○ 早島町議會議員  
 ○ 松 谷 林 岩 原 原 田  
 ○ 豊 虎 義 專 昭  
 治 吉 孝 尚 一 猛 二

議案第五号

沖縄復帰の早期実現に関する要請決議について

別紙のとおり沖縄復帰の早期実現に関する要請の決議を求める。

昭和四十年三月十一日提出

提出者 福田村議会議長 久山喜三郎

賛成者 福田村議會議員 岡 春雄

同 同 平松虎雄

即日議決

都窪郡福田村議会議長久山喜三郎



沖縄復帰の早期実現に 関する要請決議

○ 沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることは言うまでもなく、日本国民の世論に当たっていることも事実である。

○ しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活と共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

○ 日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は嵩高のものであり、如何なる権威といえどもこれを侵することはできない。

○ 国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことはいはば米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

○ このような重大時点に於て、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかもたとえ前進したといえ、県民の悲願が達成されることは、残念である。

○ 今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであって、この前提の解決が限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右決議する

昭和40年3月11日



決議第一号

沖縄の祖国復帰早期実現方要請決議

戦後すでに二十年、その間沖縄の日本復帰については、当該沖縄は言の及ばず、日本全国民の悲願であり、殊に最近世論の急激な盛り上がりによって、祖国復帰早期実現に向けて強く要望するものとする。

昭和四十年三月十二日

提出者	瀬崎町議会議員	山本	又夫
	同	議員	星島
	同	議員	文重
	同	議員	片山
			秋次郎

瀬崎町議会議長 福森 浅次 殿

記

沖縄の祖国復帰早期実現に因する要請書

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることけりうまでもなく、日本国民の世論となっていることも事実である。日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は、高きものである。如何なる権力といえども、これを侵すことは出来ぬ。

国連憲章は民族自決の精神をうたひ、加盟国間の主権平等を基調として、いながら沖縄の米国統治が続くことけり、是れは米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。このよう重大時兵にたつて、佐藤・ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したとけり、わが一日も速やかに沖縄の施政権が返還され、沖縄県民と我々国民多年の悲願が早期に実現されるよう要請する。

月即日 原案 可決

岡山県児島郡瀬崎町議会議長 福森 浅次



決 議

沖縄、小笠原の祖国復帰の早期実現を要請する。

上記決議する。

昭和40年3月15日

岡山県英田郡美作町議会

上記原本と相違ないことを証明する。

昭和40年3月22日

岡山県英田郡美作町議会議長 後藤富利



写

祖国復帰の早期実現に因する要請

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながらこの極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ住民が祖国同胞と国民生活を共にすることかたぎないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なるものであり如何なる権力といへどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としてゐるが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしだてへ前進したとはいへ、県

民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日複雑な条件から発生する問題のすべてはそのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和四十四年三月十八日

○岡山県真庭郡新江村議会

昭和十年三月十八日議決

岡山縣真庭郡新庄村

新庄村議會議長山田延





決 議

戦後すでに20年、この間沖縄県民の非願が、祖国復帰に集約されていることはもちろん、日本国民の強い世論となつていることも事実である。

しかしながら、このきわめて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下におかれ、沖縄住民がわれわれと国民生活を共にすることができないことは、われわれ同胞にとつてこのうえない悲しみである。

日本国民である沖縄県民が、祖国に復帰する宿願は崇高なものがあり、いかなる権力といえどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、米国の沖縄統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

今日沖縄をめぐる複雑な条件から生ずる問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつてこの前提の解決のない限り、沖縄の将来はあり得ない。

われわれはこの現状を理解し、沖縄の施政権がすみやかに返還されることを要請するものである。以上決議する。

昭和40年3月18日

矢 掛 町 議 会

神國の祖國復歸早期實現に關する要請

(理由)

のり復わてなな國 國  
穿ご得歸今せい國る日いのし民神  
請のなく曰るる連権本ご統ガの總  
す現い歸はカ憲カ國と治しせ果  
る果。若復が、章と民は下な論民  
を寸難り神(北)た、にむにの  
理るなで總民える神置のな悲  
解も柔なの旅と神繩が、つ願  
しての件く木自も繩果水てか  
いたてか、國果ご果民、のい  
たさ、あう日統のれ民に任極る祖  
さ、つ柔米治權をかと民めご國  
さ、て生相り神侵祖つがと復  
さ、寸互統をす國て相当も歸  
さ、こののくろがにご國然事に  
さ、の向格ごたご復の同の果果  
さ、前願願といと歸上胞民て約  
の提のをは、はすなと族あさ  
の寸阻、加てるり國的るれ  
の解へ喜ひ盟き宿悲民尊。る  
なはるて向いはみ治はこと  
り、もはの。崇あ共視  
限その米主 高なりにさ  
りので國枚 なるますれ  
神はあの平 のしる、今  
繩とる國尊 のでよご  
のん、際と あり、か  
將と 威基 あり、か  
来カ 信調 あり、か  
は祖 をと あり、か  
あ國 失し 何 あり、か

右決議する。

昭和四十年三月二十日

岡山県赤松郡瀬戸町議



決議カ一号

沖縄の祖国復帰早期実現方要請に関する決議  
拒に關し別紙のとおり決議するものとする

昭和四十年三月二十二日

山手村議会議長 齋



○

○

○

○

○

○

○

○

○

○



沖繩の祖国復帰の早期実現に關する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されることは言うまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事實である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要請は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は、嵩高なるものであり如何なる権力といへどもこれを侵すことはできない。

国連憲章は民族自決の精神さうたに加盟国間の主権平等を基調としてゐるか、沖縄の米國統治が續くことはひいては米國の國際威信を失わせるばかりであり、日米相互の信頼を破壊するものである。

このような重大時局にたつて依藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとへば前進したとはいへ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

右決議する

昭和四十年三月三十日

都窪郡山手村議会



沖縄の祖国復帰の早期実現に関する  
要請決議について

戦後すでに20年その間沖縄の日本復帰は、当該沖縄はいうに  
及ばず、日本全国民の悲願であつたわけであるが最近世論の急激  
な盛り上りを機に本土の落合町議会においても沖縄の日本復帰早  
期実現の要請を別紙のとおり決議いたしたい。

昭和40年3月23日

岡山県真庭郡落合町議会議長

藤 井 潤 一

祖国復帰の早期実現に関する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく、日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり、如何なる権力といえどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威言を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和40年3月27日 決議

岡山県真庭郡落合町議会 議長

藤井 潤



沖縄の祖国復帰の早期実現に関する要望

日本と不可分の領土である沖縄は、戦後二十年を経たる今日、日本の統治下にあり、沖縄九十万の住民はもとより日本国民も本土への復帰の熱望に燃えています。

このことについて政府は沖縄住民の悲願と日本国民の要求を考慮し、日本国民の理解と信頼に基づいて沖縄の祖国復帰の早期実現のため善処されることを要望します。

昭和四十年五月七日提出

本屋町議会議員 吉本健次

五本岩次

昭和四十年五月八日議決



都窪郡本町議会議長

吉本健次



寫

沖繩の祖国復帰の早期実現に関する要請

(理由)

沖繩県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいつまでもなく、日本国民の世論にな

っていることも事実である。  
しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置か

れ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ日本国民にと

ってこの上ない悲しみである。  
日本国民たる沖繩県民が祖国に復帰する宿願は高貴なものであり如何なる権力といえど

もこれを侵すことはできない。  
国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調と一しているが、沖繩の

米国統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信

頼を阻害するものである。  
このような重大時点にたゞ、沖繩の祖国復帰が実現しないことはまことに残念である。  
今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するも

のであって、この前提の解決ない限り沖繩の将来はあり得ない。

よって、沖繩の施政権が速かに返還されるよう  
右要請決議する。

昭和四十年三月十三日

岡山県 苫田郡 上齋原村 議 会

両山縣 苫田郡 上齋原村 議 會 議 長

三船 統 昌



祖国復帰の早期実現に關する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が、祖国復帰に集約されることはいうまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる権力といへどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米國統治が続くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点に於て、佐藤、ジョンソン会談、沖の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいへ、県民の悲願の達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和四十年三月二十六日提出

- 提出者 吉備町議會議員 野崎 勉
- 賛成者 吉備町議會議員 久保 新市
- 賛成者 吉備町議會議員 草野 正志

昭和四十年三月二十日議決

岡山縣都窪郡吉備町議會議長 幸原 良



(理由)

沖縄県民の悲願が、祖國復歸に集約されることはいりまでもなく日本国民の世論になつてゐることも事実である。しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今もなお米國の統治下に置かれ、住民が祖國同胞と國民生活を共にすることができないことは、われわれ沖縄県民にとつてこの上ない悲しみである。日本国民たる沖縄県民が祖國に復歸する宿願は嵩高なものであり如何なる権力といへどもこれを侵すことはできない。

國連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟國間の主権平等を基調としてゐるが、沖縄の米國統治が續くことは、ひいては米國の國際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖國復歸を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいへ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖國復歸に帰着

するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

昭和四十年三月二十五日 提出

久米南町町会議員

中力 昇

杉本 正市

松本 太

昭和四十年三月二十五日 議決

発議第四号

沖繩の祖国復帰早期実現要請決議について

戦後二十年を経過してもなお沖繩の祖国復帰が実現されず、日本国民たる沖繩  
県民が祖国同胞と生活を共にすることができない事は沖繩県民にとつてこの上な  
い悲惨なことである。  
沖繩住民の宿願を理解され沖繩施政権が速かに返還されるよう政府関係機関へ要  
請する事を議決する。

昭和四十年三月二十五日

高松町議会議員

- 和田 幸
- 清水 慎一郎
- 三垣 信治
- 有松 咲志
- 笹井 一二
- 秋田 正信

昭和四十年三月二十五日議決

高松町議会議長

吉井 良夫

この議決書は原本と相違ないことを認證する

昭和四十年四月三日

高松町議会議長

吉井 良夫





決議第1号

沖縄の祖国復帰早期実現に関する要請決議

上記に関し下記案文のとおり提議する

昭和40年5月6日

佐伯町議会議長 玉谷 二郎 謹

提議者佐伯町議會議員 宮田 健

理 由

沖縄県民の運命が、祖国復帰に牽制されることはいうまでもなく日本国民の運命にまつていることも事實である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国復帰と住民生活を共にすることができないことは、われわれ河内沖縄県民にとっての上をいさしみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであり如何なる場合といえどもこれを侵することはできない。

吾達連中は民族自決の精神をうたい、加隣国間の主権平等を基礎としているが、沖縄の米軍統治が続くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するも

のである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したとはいえ、県民の悲願が達成されなかつたことは残念である。

今日、複雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現実を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

上記決議する

昭和40年5月7日 決議

佐伯町議会議長

玉谷 二郎



次議才ノ号

祖国復帰の早期実現に關する要請

(理由)

沖縄県民の悲願が祖国復帰に集約されていることはいうまでもなく、日本国民の世論になつてゐることも事實である。

しかしながら、この極めて当然の民族的要求は無視され、今日なお米国の統治下に置かれ、住民が祖国同胞と国民生活を共にすることかできないことは、われわれ沖縄県民にとってこの上ない悲しみである。

日本国民たる沖縄県民が祖国に復帰する宿願は、崇高なものであり如何なる権力といへどもこれを侵することはできない。

国連憲章は民族自決の精神をうたい、加盟国間の主権平等を基調としているが、沖縄の米国統治が長くことは、ひいては米国の国際威信を失わせるばかりでなく、日米相互の信頼を阻害するものである。

このような重大時点にたつて、佐藤、ジョンソン会談は、沖縄の祖国復帰を提議したといわれるが、しかしたとえ前進したといへ、県民の悲願が達成されなかつたことは、残念である。

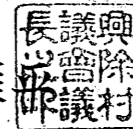
今日、復雑な条件から発生する問題のすべては、そのほとんどが祖国復帰に帰着するものであつて、この前提の解決ない限り沖縄の将来はあり得ない。

この現状を理解していただき、沖縄の施政権が速やかに返還されるよう要請する。

和××年××月××日議決

兎島郡興除村議会

議長花山雄



議案第一八号

沖繩の祖国復帰の早期実現に関する要望

日本と不可分の領土である沖繩は、戦後二十年を経たる今日、いまだ米国の統治下にあり沖繩九十万の住民はもとより日本国民も本土への復帰の熱望に燃えています。

このことについて政府は、沖繩住民の悲願と日本国民の要求を考慮し、日米両国民の理解と信頼に基づいて沖繩の祖国復帰の早期実現のため善処されることを要望します。

昭和四十年三月二十六日提出

妹尾町議会議員 多田源一

同 橋本俊行

昭和四十年三月二十六日議決



岡県津那妹尾町議会議長多田源一



決議案第二号

沖繩の祖国復帰早期実現に関する決議

沖繩住民の悲願が祖国復帰に集約されていくことはいうまでもなく、日本国民の世論も最近急激な盛り上りを見せていることは事實であります。

しかしながらこの極めて当然の民族的要求は容れられず今日なお米国の統治下におかれて沖繩住民が日本国民と生活を共にできないことは、ひとり沖繩住民のみでなく日本国民にとってもこの上な、悲しみてあります。

日本国民である沖繩住民が祖国に復帰する宿願は崇高なものであります。

よつて当所議会は沖繩の祖国復帰が早期に実現されりよう決議するものである。

昭和四十年三月二十六日

御津郡(宮町)議会

昭和四十年三月三日議決

一宮町議会議長

熊代至誠

右は議決の原本と相違ないことを證明する

昭和四十年四月三日

御津郡一宮町議會議長

熊代至誠



大臣秘書官

外務審議官

北米局

参事官

北米課長

手記

北米局長 和 南連所長 幹

42.9.7 受け

「本日当事務所係長が復帰協委院武会長に同会を以てつぎの通り」

1. 6日復帰協は、三井大元が5日の協議との会議の結果、沖縄施政権返還の材料に

つる具体案を持てたが、渡米材料は存在しないとの新聞報道を重視し、沖が事実と見な

す返還問題に内閣米國間の同大元への対米折衝は、負担を欠くものに渡米材料は

存在しないとの危機の念から取敢えずの案として、同大元に対し、沖縄の可及的速か

復帰案実現を強く請願すること。東原 及び

GA-6

外務省

3277

比嘉副会長、川崎婦連副会長 等らに  
大島 政和副会長 副部長の4名を

代表として7日当地発のNWA4便で東京に派遣することとし、同大元は

午後8時請願文を7日の役員会で採択した。作本、同一行作の内、本土に滞

在予定の和、その内復帰促進と国民各層に広くアピールするに力を入れた三井大

元との面会ポイント取付作業日誌詳細に7月1日、吉田南段事務所長に作成

一冊を呈

2. 同協は、上記代表団の派遣に加え、

11月初旬頃に表院武会長と局長と和同協代表団を再び東京に派遣し、同趣旨の

GA-6

外務省

請教を行つた事を知り、

特選局長に、然るべく連絡ありぬ

GA-6

外務省

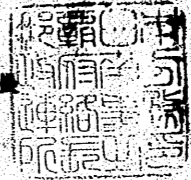
北米局長  
参事官  
北米課長

総南連第2号

昭和42年9月7日

外務省北米局長 殿

那覇日本政府南方連絡事務所長



復帰協復帰團の上京について

往電第6号に関し、7日の復帰協役員会で採択された本件團  
文を1部念の差別添送付する。

別紙添付

本信写送付先 総理府特別地域連絡局長

要処	課長
要研	主 査
課	長
英	内
山	務
山	元
川	副
中	田
橋	本
黒	沢



総 理 府

3335

沖繩返還に關する請願

九十六万県民の意志に反して、沖繩は祖国から分離され、米軍の占領下に二十二年もおかれてきた。

この間に沖繩は土地を武力接収され、基本的自由、自治を奪われ、幾多の人命が軍事行動の犠牲にされてきた。

とくにベトナム戦が始まつて以来、一日として平和な生活はなく、常に戦争の脅威、と相次ぐ外人犯罪、演習等によつて生命、財産に危害を蒙つてきている。

しかも、最近では、新規の土地接収を強行しようとし、軍事施設の拡大をはかりつつあつて、ますます県民を不安におとしめられている。

長い行政空白のため、社会保障制度が皆無に近く、教育、産業、経済面に大きな較差を生じさせている。

このような状態から一日も早く脱して、祖国同胞と一体となる日を熱願し、苛酷な軍政下にあつても、私たちは祖国復帰を内外に訴え続けてきた。

毎年開かれる四月二十八日の県民大会に十万人が参集していることや立法院における毎会期の復帰決議でも明らかのように、復帰は全県民の熱烈な要求となつている。

しかるに祖国政府は、「極東の安全保障」を理由に二十二年も分離されたまま一度も外交交渉をもつて返還を實現しようとしていない。

佐藤総理の訪沖の際も、祖国の最高責任者がはじめて県民に接するとあつて非常に期待を寄せたのであるが、結局同情に終始した。

かかる本土政府の弱腰に県民は心からの不満を抱き、現状を固定して沖繩の犠牲を強いていることに対し、今や怒りに変わりつつある。

しかし、今や佐藤訪米を前に、本土国会、各政党の現地調査と相



まつて、現地沖縄の世論は最高調に沸きたつてゐる。今度こそ復  
帰のチャンスだとして、各界、各層とも真剣に復帰を考え、その  
実現に全力をあげつつある。

それにもかかわらず、三木外相は、具体的な返還要求をせず、  
打診する程度で訪米して日米会談にのぞむと報ぜられてゐる。

この報に接し、県民は再度、県民を無視した政府の態度に反発  
して「絶対に裏ざられてはならない」と必死になつてゐる。

一面又復帰を遠ざけて安保体制と沖縄基地強化拡大をはかるので  
はないかと大きな危懼を抱きつつある。

したがつて、十一月の佐藤訪米の瀬踏みとしての三木外相の訪米  
が沖縄返還を米國に提示しないならば、佐藤総理の訪米に、も早  
期待がもてないという不安が起りつつある。

沖縄の、県民世論はくりかえし立法院で、決議してゐるように、  
核基地反対、早期施政権返還に決定してゐる。

核つき返還に賛成してゐる県民は一人もいないし、県民の総意  
に反して、憲法にも、許されない「核つき」をもちだしては、国  
民の世論統一はできない。

そこで、三木外相は、米國に遠慮することなく、現地沖縄県民並  
びに国民世論をバックにして、沖縄返還を米國に要求してくださ  
るよう強く請願する。

一九六七年九月 日

沖縄県祖国復帰協議会  
会長 喜屋武 真



外務大臣  
三木武夫 殿